

## ■竹粉碎機使用にあたっての遵守事項

1. ゴーグル、ゴム手袋(グローブ)は必ず身につけて、竹粉碎機を使用してください。  
※軍手の使用は禁止します。(竹の枝に絡まって引き込まれる場合があります。)
2. 事業所から発生するものや事業として請け負ったものについては、利用できません。
3. 竹粉碎機に投入できる竹の太さは、取扱説明書を参考に無理のない作業をお願いします。処理能力を超えた太さの竹、濡れた竹等は、故障の原因となるため投入しないでください。
4. 竹粉碎機を利用する際は、騒音の防止、竹の散乱防止等、周辺環境に十分配慮してください。
5. 竹を粉碎する際に大きな音がしますので、必ず耳栓かイヤーマフを着用してください。
6. 作業中は、竹粉碎機の前後には立たないでください。竹を入れるときは、竹粉碎機の横に立って作業してください。竹が詰まったときは、取扱説明書にある手順に沿って竹を取り出してください。
7. 竹粉碎機を第三者に転貸しないでください。
8. 作業中は、竹粉碎機を利用するにあたり、使用上の不注意その他自己の責めに帰すべき理由により事故が生じた場合は、利用者自らの責任においてこれを解決するものとし、市は、当該事故による損害賠償の責めを一切負いません。
9. 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により竹粉碎機を損傷し、または滅失したときは、これを修理し、またはその損害を賠償していただきます。  
(出張修理費+作業費+部品代をいただきます。ルールに従ったご利用をお願いします。)
10. 竹粉碎機に異常がある場合は、すぐに使用を中止し管理者に連絡し、その指示に従ってください。